

告示

埼玉県告示第九百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
埼玉県さいたま市西区大字中釘 二千八十二番地 一般社団法人埼玉県自動車整 備振興会 代表理事 吉澤 裕	埼玉県自動車税事務 所大宮支所、同熊谷 支所、同所沢支所及 び同春日部支所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	令和五年四月一日 から令和六年三月 三十一日まで